

予算特別委員会

令和4年9月22日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年9月22日(木) 午後2時15分 開会
午後2時28分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨 本 洪 珪
副委員長	西 川 善 浩
委 員	坂 本 剛 司
〃	杉 本 訓 規
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	柴 田 三 乃
〃	吉 村 始
〃	下 村 正 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
人事課長	植 田 和 明
総務部長	東 錦 也
総務部理事	安 川 博 敏
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
〃 補佐	田 崎 貴 久

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第53号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について

開 会 午後2時15分

梨本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、お疲れさまです。本会議閉会日ということですが、急遽議第53号が追加議案として上がってまいりました。国の方針にのっとりた予算ということでございますので、皆様の慎重審議のほどよろしく願ひいたします。

それでは、委員外議員の出席を紹介いたします。柴田議員、下村議員、横井議員、吉村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて、マスクを着用したままご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願ひいます。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第53号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第53号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,568万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,788万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出よりご説明を申し上げます。2款総務費、1項1目一般管理費で、補正額は18万3,000円。また3款民生費、1項10目住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費で、補正額は1億9,550万4,000円でございます。いずれの補正におきましても、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた緊急支援給付金として国の施策が示されたところでごさいます。特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付することに関連いたします補正予算となっております。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございます。2項2目民生費国庫補助金で、補正額は1億9,568万7,000

円でございます。住民税非課税世帯等緊急支援給付金給付事業費補助金並びに事務費補助金で、100%国庫補助事業となっております。

以上で補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 若葉マークなので、よろしくお願いします。

住民税非課税世帯に家計の負担を和らげるために、電力・ガス・食料品の補助を行うということは大変結構なことだと思いますが、これが1世帯当たり5万円支給ということになっております。これが7万円とか10万円じゃなくて5万円になっているということは、これは歳入、財源が国庫補助金で1億9,568万7,000円となっているから、財源がこうなので5万円になったと、そういう考えでよろしいのでしょうか。

梨本委員長 保健福祉部、山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの1世帯5万円というところに関してなんですけども、この5万円というところにつきましては、国から示された1世帯当たり5万円というところでございます。また、この5万円について、国のほうからの資料の中で算出された根拠といたしましては、低所得者世帯の電力・ガス・食料品等の価格高騰の相当分というのが毎月5,000円ぐらいというようなところで、国の方では想定されておると。その6か月分を十分に上回る金額というところで、5万円が設定されたというようなところで会議資料のほうには示されているというところで、基本的には国のほうで決められた額というところでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

梨本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。この葛城市の支給世帯が大体3,600世帯から3,700世帯の間というように聞いておりますが、これで1世帯当たり5万円が十分当たるということで、仮にこの世帯が少なかったら支給額が増えるというようなことはないということですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これは、今日出していただいて急いでやりたいという意味かなと思うんですけども、大体めどだけ言っておいたほうがいいんじゃないかなと思いましたので、お願いします。

梨本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

ただいまの時期がいつかというようなお話でございます。これ事業をまず取りかかるに当たりまして、システムの開発という時間がちょっと必要になってくるかと思っております。その辺が今国のほうから出された中で、どれぐらいの時間がかかるか分からないんですけども、今年中には何とか準備させていただけるかなと思っておりますので、できるだけ早い時期にと

いうところと、その辺で考えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 この補正を通さなければそのシステムの話は進まないという判断でいいんですか。というのも、急いでやっていただくのは全然いいんですけど、結果、12月議会でよかったやんと思いたくないんですね。だからそれまでにやってほしいなという。できるだけやっていただけるし、12月とおっしゃっているんですけども、今のお話やったら、そのシステムの具合によるって。もしそれ年明けてもうたら使えないということになってくるんですか。これを通さんかったらその話は続かない。ちょっと僕あまりよく分からなかったので、その辺もうちょっとだけ詳しくお願ひします。

梨本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。

正直、システム、今国のほうから、9月9日の会議で決定した、本当にもう今も詳細の状況がまだ完全にはつかめていない状況で、随時、情報収集しながら進めておるところで、ただその辺が、やはり詳細がつかめないとちょっとそのシステム開発のほうもなかなか進めないところがありますので、本当に我々のほうも準備が整い次第、できるだけ早く、時期といたしましては12月議会というようなことにはならないような形では何とか早い段階で進めさせていただきたいなと考えております。よろしくお願ひいたします。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 頑張ってください。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑ございますか。

松林委員。

松林委員 住民税非課税世帯に対する給付ということなんですけど、これ住民税非課税世帯の方もいらっしゃると思うんですけども、家計急変世帯という、この分も含まれていると思うんですけども、ここの家計急変世帯の基準ですね。どういうふうな基準、もう決まっているのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

梨本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願ひします。

対象世帯というところでございます。考え方的には、今までさせていただきました住民税非課税世帯等臨時特別給付金と同じような形で考えていただけたらと思っております。非課税世帯の方に関しては当然プッシュ型でさせていただきます、今回家計急変世帯というところなんですけども、こちらの世帯の方も対象になってまいります。ただ今回、コロナというところではなくて、この事業の趣旨というところが価格高騰によるところでの事業というところになっておまして、その家計急変というところも、以前の制度におきましてはコロナによってというところが前提になっておったんですけども、今回については、予期せぬ事情において家計が急変になったというところを国のほうから示されております。ただその辺の詳細というところが、今の時点でまだちょっとははっきり分かっていないところ

がありますので、ちょっと趣旨がコロナをちょっと外れたような形での家計急変というよう
な方も対象になってくるのかなというようなところで、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

梨本委員長 松林委員。

松林委員 予期せぬ事態になった、まだちょっと基準というものもちょうとまだ、今ちょっとはつき
りしないということで。ただあれですね、家計急変をしたよという人は、やはり自己申告
ですね、当然。だからそこら辺の周知徹底方をよろしく、知らなかったただけなかった
ということにならんように、周知徹底、基準等も明確に、また提示していただきますように
よろしくをお願いします。

梨本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。ここで、委員外議員
から発言の申出があれば、許可いたします。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様の迅速な審議のおかげで、滞りなく特別委員会終了いたしました。ありがとうございます
ました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

梨本 洪瑋